

○日本育英会法案に対する附帯決議

昭和59年7月26日

参議院文教委員会

政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法の精神にのっとり教育の機会均等を実現することの重要性にかんがみ、育英奨学事業の拡充を図るため、左記事項の実現について適切な措置を講ずべきである。

- (1) 日本育英会の貸与人員及び貸与月額を拡充を図るため、その予算の増額等に努めること。
  - (2) 育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討すること、また有利子貸与の利率は、将来にわたって引き上げることなく長期低利を維持し、奨学生の返還金の負担軽減に努めること。
  - (3) 奨学生の選考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるなど基準のより適正化に努めること。
  - (4) 奨学金貸与人員の国公立と私立との格差の是正に努めること。また私学助成の拡充に努めること。
  - (5) 返還免除制度は、堅持するよう努めること。
  - (6) 国の補助や税制上の優遇措置の活用等により、地方公共団体の行う育英奨学事業及び育英奨学法人の育成に努めること。
  - (7) 国際人権規約第13条2項(b)及び(c)については、諸般の動向をみて留保の解除を検討すること。
- 右決議する。